

鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託 地盤・地質調査業務特記仕様書

I 本書の位置付け

本仕様書は、鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託に伴って実施する地盤・地質調査業務について定めるものである。受注者は、地質・土質調査業務共通仕様書及び本仕様書に従って調査業務を実施するものとする。

II 業務概要

1 業務名称

鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託
(業務部分：地盤・地質調査業務)

2 業務場所

鎌倉市寺分字陣出 8 番 8

3 業務期間

契約締結日から令和 8 年 (2026 年) 2 月 27 日までとする。

III 業務内容

本業務は、本仕様書によるほかは日本工業規格 (JIS) 及び地盤工学会基準 (JGS) 等によるものとする。これらによりがたい場合、「測量・調査・設計業務共通仕様書 (令和 3 年 (2021 年) 4 月神奈川県)」を準用するものとする。

1 地盤・地質調査業務の内容及び範囲

(1) 機械ボーリング

6 箇所以上 (外部施設や外構整備などの建築計画 (積算含む) の検討に必要な箇所数を調査すること) 116φ、86φ、66φ

(2) 乱さない試料の採取

3 試料以上 (外部施設や外構整備などの建築計画 (積算含む) の検討に必要な試料数を調査すること)

(3) サウンディング及び原位置試験

ア 標準貫入試験：N 値 60 以上の地層を 5 m 以上確認すること

イ 孔内水平載荷試験

ウ 現場透水試験

エ PS 検層

オ 常時微動測定

(4) 物理的性質試験

ア 土粒子の密度試験

- イ 土の含水比試験
- ウ 土の粒度試験（フルイ＋沈降）
- エ 土の液性限界試験
- オ 土の塑性限界試験
- カ 土の湿潤密度試験
- (5) 力学的性質試験
 - ア 土の三軸圧縮試験（非圧密非排水試験）
 - イ 繰返し三軸試験（粘性土・砂質土）
- (6) その他
 - (1)～(5)に関する追加・再調査、軟弱地盤技術解析等を含む建物計画上必要となる調査
- (7) 報告書等の作成・提出
 - 「3 成果物等の提出部数及び形式」によるものとする。

2 業務の実施について

- (1) 液状化被害可能性判定
 - 液状化被害可能性判定は、二次判定までを想定している。加速度の設定や三次判定が必要な場合には、事前に監理職員と協議するものとする。
- (2) 工程関係
 - ア 調査に際しては、あらかじめ鎌倉市新庁舎等基本設計及びDX支援業務委託の受注者と調整の上、監理職員と打合せを行い、工程表及び業務計画書を作成し監理職員の承諾を得るものとする。
 - イ 本業務の現場での業務時間は、原則として、午前8時30分から午後5時までとし、行政機関の定める休日（日曜日・土曜日、国民の祝日及び年末年始）には現場で業務しないものとする。
 - ウ 限られた業務期間内での現場の調査となるので、十分な業務実施体制をとり、効率的な計画を立て、遅滞なく履行するものとする。
- (3) 用地関係
 - 資材置場及び業務用車両の駐車場は、業務計画書で明確にし、監理職員及び施設管理者の確認を受けるものとする。
- (4) 公害関係
 - ア 業務で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定されている建設機械を使用すること。なお、一般建設機械のうち；①バックホウ②トラクターショベル(車輪式)③ブルドーザ④発動発電機（可搬式）⑤空気圧縮機（可搬式）⑥油圧ユニット⑦ローラ（ロードローラ，タイヤローラ，振動ローラ）⑧ホイールクレーンについては、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定されている建設機械を使用すること。ただし、ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5KW以上260KW以下）搭載の建設機械に限るものとする。（施工計画書の建設機械の使用計画書等には、「排出ガス対策型建設機械」と明記し、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、施工計画書及び工事写真に添付すること）
 - イ 「騒音規制法」及び「振動規制法」により指定された作業（特定建設作業）は、「特定建設作業に伴って発生する騒音・振動に関する規制基準（神奈川県）」を遵守するものとする。
 - ウ 現場周辺での作業待ち時には、車両等のエンジンをできる限り止めるなど騒音、振動を発

生させないようにするものとする。

(5) 安全対策関係

ア 現場での業務中の安全確保に関しては、関係法令を遵守し、「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）」を参考に、災害の防止に努めるものとする。

イ 業務場所の周辺、業務用車両通行の出入口、及び業務に伴う土砂・資材を運搬する車両等の使用に当たっては、交通誘導員を配備するなど交通事故及び交通災害の防止に努めるものとする。

ウ 業務場所は、隣接して市営住宅が立地していることなどから、適切な安全対策を講じた上で調査業務を実施するものとする。

(6) 安全衛生管理対策関係

ア 業務の安全衛生に関しては、受注者が責任者となり、労働安全衛生法、その他関連法令に従って管理するものとする。

イ 業務場所、周辺道路等での喫煙は禁止とする。

(7) 道路関係

ア 業務用車両の通行経路は関係諸官庁の指示に従うものとする。

イ 工事施工に伴うコンクリート打設、土砂及び工事用資材等を運搬する大型貨物自動車等の使用にあたっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を守るものとする。

(ア) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

(イ) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

(ウ) 不正改造大型貨物自動車は使用しないこと。

(エ) 土砂、工事用資材等の積載状態の管理にあたっては、荷積みの高さが枠を超えない水平積みを徹底すること。

(オ) ディーゼル自動車等の使用にあたっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成9年10月17日条例第35号）を遵守すること。

(8) 仮設関係

ア 仮設計画は、業務計画書に明記し、監理職員に提出するものとする。

イ 業務の安全管理について、業務区域だけではなくその周囲にも注意し、対策するものとする。また、業務区域を明確にして関係者以外が立ち入りできないように囲うものとする。

ウ 現場に電力及び給水設備はないため、必要に応じて受注者の責任及び負担において調達するものとする。

エ 現場での業務に当たり、敷地内、近隣建物及び付近の道路等で損傷のおそれのある箇所は、十分に養生するものとする。万一汚れ、損傷が生じた場合は、受注者の負担で直ちに応急措置を講じると共に、監理職員に報告し、業務完了までに現況復旧するものとする。なお、復旧方法及び仕様は、所有者の指示に従うものとする。

オ 近隣に対する防音・防塵対策に配慮するものとする。

(9) その他

ア 業務場所について、調査孔を閉塞することを原則とし、舗装等の障害物がある場所は調査のための撤去及び復旧するものとする。また、高低差やフェンス等がある場所は、適切な足場及び調査機器の設置や配置するものとする。

イ 標準貫入試験において、着岩時には監理職員の立会いの上、N値60以上の地層が連続して5m以上あることを確認するものとする。

ウ 機械ボーリング及び標準貫入試験の完了時には、受注者（鎌倉市新庁舎等基本設計及びDX

- 支援業務委託の元請け。以下同じ。)及び監理職員の立会い(検尺)を実施するものとする。
- エ 乱れの少ない試料の採取位置は監理職員と協議の上、決定するものとする。
- オ 物理的性質試験、力学的性質試験の内容については、採取した試料により変更する場合があるので、採取後、監理職員と協議の上、決定するものとする。
- カ 廃棄物が発生する場合は、受注者は排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、適正に処理するものとする。
- キ 受注者は、業務実施に伴う資材等の運搬に大型貨物自動車を使用する場合は、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、関係法令を遵守するものとする。
- ク 本仕様書及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

3 成果物等の提出部数及び形式

受注者は、本業務を完了した時は、照査を実施した上で、次のとおり成果物等を提出するものとする。詳細は契約時に発注者と協議の上決定するものとする。

(1) 成果物

本業務の成果物として、次の内容を取りまとめた「地盤・地質調査報告書」(以下「調査報告書」という。)を提出すること。

ア 調査概要

イ 調査方法

ウ 地質概要

エ 付近の地形及び地盤概要

オ 調査結果

(ア) 敷地の状況、調査位置、基準点及び調査位置の地盤高さの高低関係

(イ) ボーリングによる土質柱状図、土層構成、推定地層断面図、地下水位等各試験内容及び結果

(ウ) 現場写真及び試験などの写真

カ 各種添付図面

キ 調査位置図

ク 地質断面図

ケ 各種調査結果

コ 試験結果資料

サ 考察及びまとめ

シ 土質標本(別添)

調査報告書には予定建築物等(受注者が検討した建築物等)が長期的に立地することについて、基礎構造、地盤に関する考察・まとめ(「構造設計に相当程度影響のある軟弱な地盤であるかどうか」についての考察を含む。)を記載すること。また、砂を含む土質部においては、物理的性質試験を実施し、液状化について調査すること。

調査報告書の提出部数は製本を3部とし、サイズはA4判とする。ただし、やむを得ない場合は、A3判とする。また、報告書の閲覧用の電子データ(PDF形式、Windows仕様、ウイルスチェック済みのCD-R)を製本それぞれにフォルダ等で綴じこむものとする。

本業務の現場写真の撮影は、「鎌倉市工事写真撮影要領」(https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/pre_iji/kenchiku_setubi.html)を参考とするものとする。

(2) その他の提出物

業務履行報告書（A4判・ファイル綴じ・1部）として、本業務で作成したすべての資料を整理して、提出するものとする。すべての資料とは、（1）の成果物のほか、これを作成するために行った会議資料、打合せ記録、使用した原稿・写真・図面等を含む。これらの電子データ（WORD・JPEG・JWW形式等）及び現場写真等の電子データを2部（Windows仕様、ウイルスチェック済みのCD-R）を提出するものとする。なお、写真は、調査箇所、荷重等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。